

消費者庁報告資料

平成28年 8 月31日

消費者庁表示対策課
食品表示対策室

- 消費者をあざむく産地偽装や、健康食品の虚偽誇大広告等については、関係法令を補完し合って効率的な法執行を実施。
- 法令違反の事実に対しては、食品表示連絡会議を構成する行政機関で連携しつつ、厳正に対応。

法律名	表示関連部分の概要	関連する行政機関	措置対象事例
景品表示法	一般消費者に誤認をされる表示や過大な景品の提供を制限及び禁止（表示と広告の規制）	消費者庁、公正取引委員会地方事務所、都道府県	健康食品の虚偽誇大広告
健康増進法	健康の保持増進の効果等について、虚偽・誇大な広告等の表示をすることを禁止（表示と広告の規制）	消費者庁、地方厚生局、地方自治体保健部局	健康食品の虚偽誇大広告
食品表示法	食品関連事業者等に対し、アレルギー、消費期限、原材料、原産地等の表示を義務付け（販売の用に供する食品に関する表示を規制）	消費者庁、農林水産省、国税庁、都道府県、地方自治体保健部局	原産地、原材料、期限表示、添加物等の不適正表示
米トレーサビリティ法	外食店等に対し、米・米加工品に係る産地情報の一般消費者への伝達を義務付け	消費者庁、農林水産省、国税庁、都道府県	消費者に対する米穀等の産地情報伝達違反
食品衛生法	公衆衛生に危害を及ぼすおそれのある食品・添加物等の虚偽・誇大な表示・広告等を禁止	消費者庁、都道府県	食品表示基準事項の誇大広告

○ いわゆる健康食品に関する表示については、景品表示法と健康増進法の両法の相互に補完し合って効率的な法執行を実施

消費者基本計画工程表 (平成28年7月消費者政策会議決定)

2 表示の充実と信頼の確保

(3) 食品表示による適正な情報提供及び関連法令の厳正な運用

② いわゆる健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化

食品の機能性等を表示する制度に関し、いわゆる健康食品も含めた食品の表示・広告について、制度改正の要否を検討する。また、執行体制の整備も含め、関係機関と連携して監視を強化し、法令違反に関しては厳正に対処するとともに、いわゆる健康食品に関する留意事項の周知徹底を行うことにより、表示・広告の適正化を図る。

○ 健康食品等の経緯と消費者庁の体制整備

- 25年1月: 消費者委員会
「健康食品」の表示等の在り方に関する建議
- 25年2月: 食品表示班の設置
- 25年7月: 食品表示対策室の設置
- 27年4月: 機能性表示食品制度の創設
- 28年4月: 消費者委員会
特定保健用食品等の在り方に関する建議

1 健康食品等に関する措置状況の状況

年度	23	24	25	26	27
景品表示法 (命令件数)	2	0	3	5	7注 ¹⁾
健康増進法 (勧告件数)					1注 ²⁾

注1: 健康食品の痩身効果に関する不当表示(6件)、茶に関する不当表示(1件)

注2: 特定保健用食品の虚偽誇大表示。

2 普及啓発の実績

- ・機能性が表示される食品の購入時や利用時の留意事項(27年11月)
- ・健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について
(25年12月:作成)、27年1月:更新、28年6月:全文改正)
- ・このような広告本当かしら(健康食品の表示について) (26年6月)
- ・機能性表示食品の広告等に関する主な留意点 (27年6月)

3 インターネット監視(キーワードによる検索)

年度	23	24	25	26	27
要請件数	259	458	298	41	115

注: 26年度「放射能による疾病に効果があるかのような表現」のキーワード

食品表示連絡会議(国レベル)

構成機関

消費者庁
警察庁
国税庁
農林水産省
厚生労働省

関連法令

・食品表示法
・不正競争防止法
・景品表示法
・健康増進法
・米トレーサビリティ法
・JAS法

食品表示監視協議会(地方レベル)

全国7ブロック

47都道府県

構成機関

公取委地方事務所
管区警察局
国税局
地方厚生局
地方農政局
(消費者庁) ほか

構成機関

警察本部
景表法担当部局
食品表示法担当部局
(都道府県庁、保健所)
消費生活センター
農政局支局 ほか

監視協議会の役割

- ・食の安全・安心の確保に関する情報共有・意見交換
- ・食品表示監視における平常時及び緊急時における連絡体制の整備
- ・食品表示関係法令に関する研修会の実施

「生活安心プロジェクト」(平成19年12月17日)

不適切な食品表示に関する監視を強化するため、関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で、「食品表示監視協議会(仮称)」を設置すること等により、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応をとるとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう、関係省庁の間で「食品表示連絡会議(仮称)」を設置し、関連情報の共有を進める。

最近の主要な食品偽装事案

年	事案	行政		警察	
		食品表示法 (指示) ^{注1}	景品表示法 (命令) ^{注2}	食品表示法 (直罰) ^{注1}	不正競争防止法 (直罰)
25	うなぎ加工品の産地偽装	○			○
	米の産地偽装	○			○
	うなぎ加工品の産地偽装	○			○
	うなぎ加工品の産地偽装	○			○
	レストランメニュー表示問題		○		
26	ひじきの産地偽装	○			○
	あさりの産地偽装	○	○		○
	たまねぎ等の産地偽装	○			○
	米の産地偽装				○
	牛肉の銘柄の不当表示		○		○
27	とらふぐの天然の不当表示		○		
	米の産地偽装	○			○
	はちみつの産地偽装			○	○
	あなご加工品の産地偽装	○			○

注1: 27年3月以前はJAS法に基づくもの。

注2: 都道府県が行ったものを含む。

食品表示監視協議会の活動状況(平成27年度)

参考1

- 食品表示監視協議会では、定期的な開催に加えて、食品表示関係法令等の研修会を順次開催している。
- 平成28年度についても、すでに北海道、東北、近畿及び中国・四国の各ブロックで実施している。

【平成27年度実績】

ブロック	協議会名	開催	研修
北海道	北海道食の安全及び食品表示監視等に関する協議会	4月17日 11月20日	6月 3日
東北	東北ブロック食品表示連絡会議	5月18日	9月15日
関東	関東ブロック食品表示連絡会議	5月19日	9月 3日
東海・北陸	東海・北陸地域食品表示関係機関連絡会	7月27日	12月22日
近畿	近畿食品表示連絡会議	7月14日	7月14日
中国・四国	中国四国地域食品表示監視連絡会議	5月18日	1月18日
九州	九州地域食品表示監視連絡会議	5月15日	9月 8日
沖縄	沖縄地区食品表示監視連絡会	8月 5日	—

食品表示法の権限委譲(第4次一括法) (28年4月～)

参考2

- 食品表示法で定められた食品の表示の監視・取締り(事業者への指示・命令・立入検査等)の事務・権限は、表示事項によって、各行政機関(消費者庁、農水省、都道府県等)が担当している。

品質事項 JAS法に由来する表示事項(原材料、原産地表示等)※酒類を除く食品全般

【移譲前】

広域	消費者庁
	農林水産省(本省+地方農政局)
県域	都道府県

【移譲後】

広域	消費者庁
	農林水産省(本省+地方農政局)
県域・市域	都道府県
	政令指定都市

保健・衛生事項

衛生事項:食品衛生法に由来する表示事項(アレルギー表示、添加物表示、期限表示等)

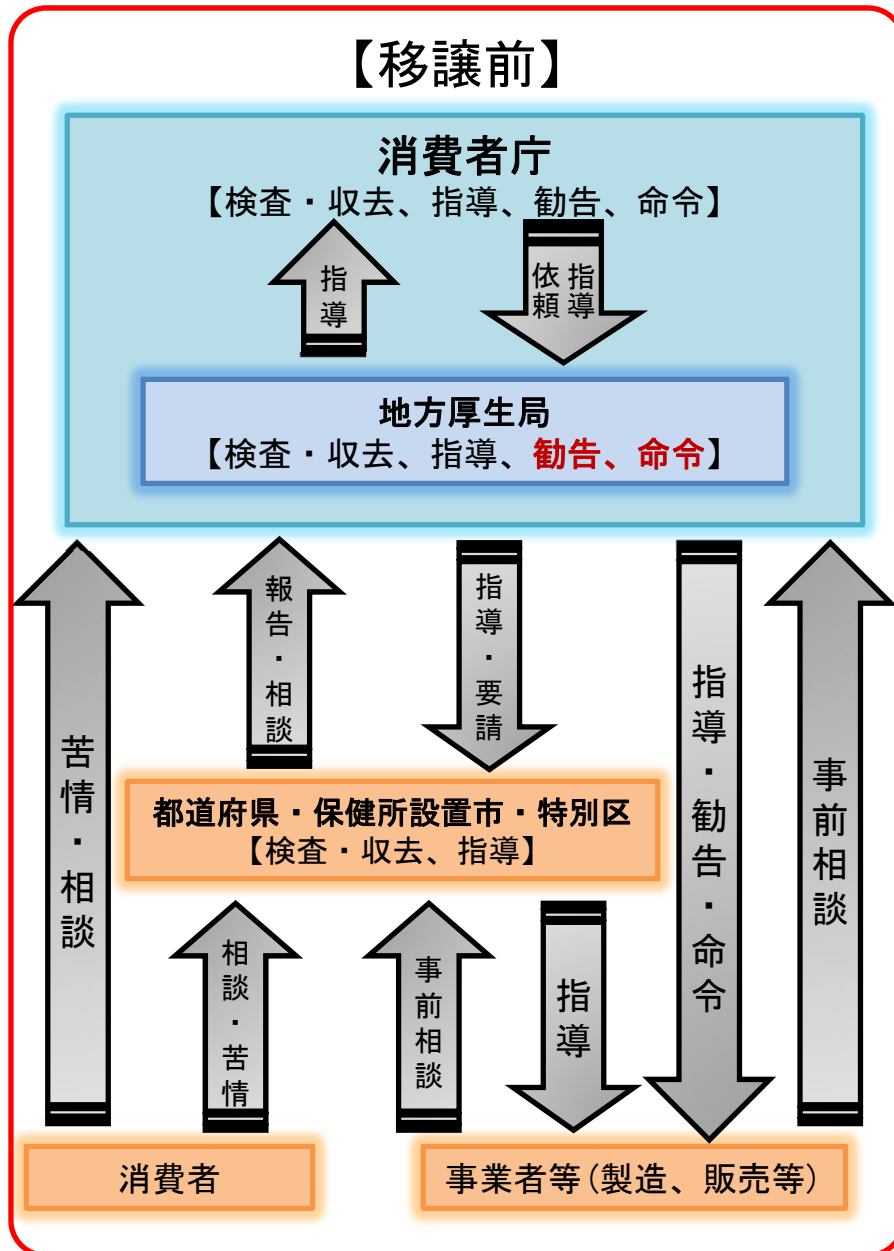
※酒類を含む食品全般

保健事項:健康増進法に由来する酒類を含む食品全般の表示事項(栄養表示等)

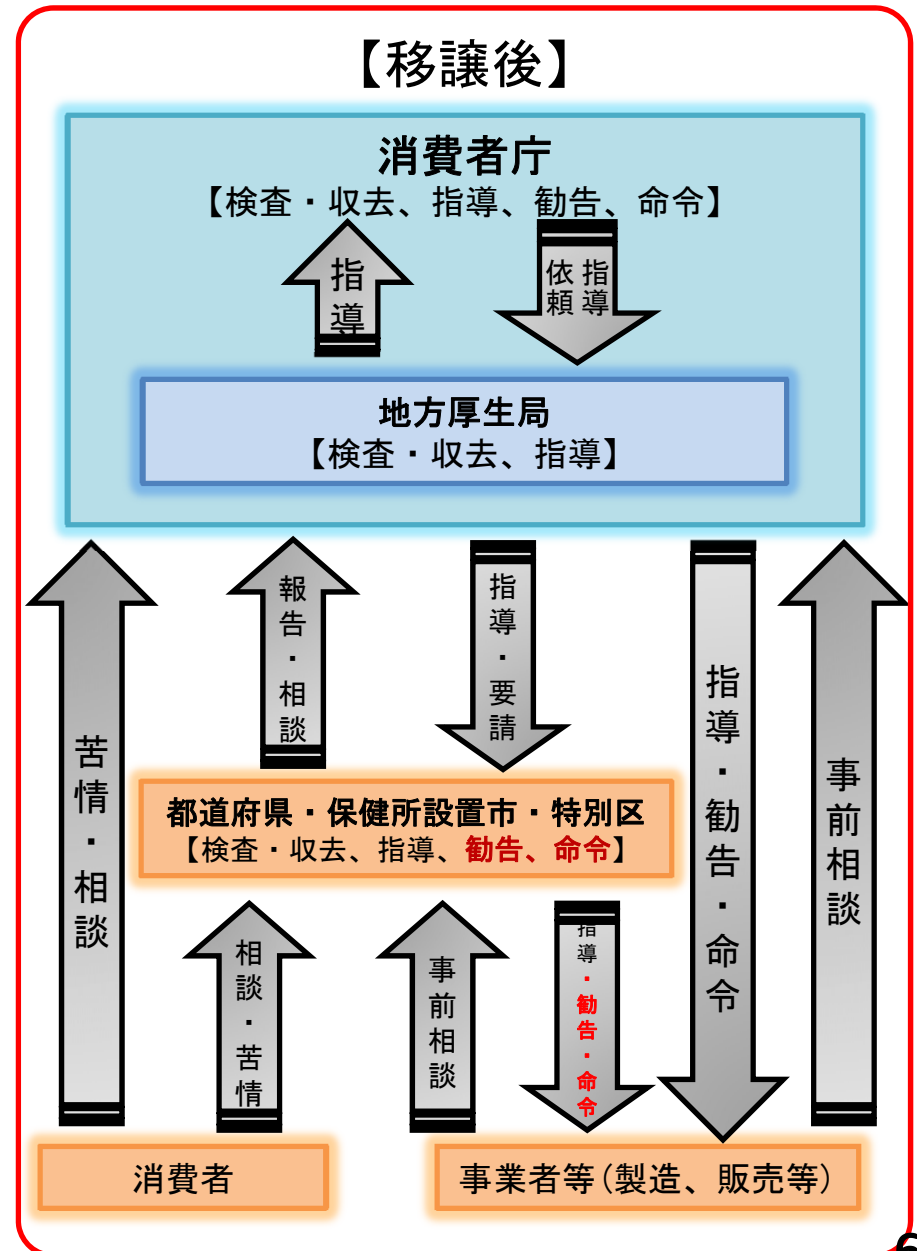
※酒類を含む食品全般

権限移譲はない。

【移譲前】



【移譲後】



不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律 概要

～不当な表示を防止するために課徴金制度を導入～

概要

不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令 (第8条)

- ・ **対象行為**：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。
 [不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。]
- ・ **課徴金額の算定**：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。
- ・ **対象期間**：3年間を上限とする。
- ・ **主観的要素**：違反事業者が相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金を賦課しない。
- ・ **規模基準**：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金対象行為該当事実の報告による課徴金額の減額 (第9条)

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除斥期間 (第12条第7項)

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

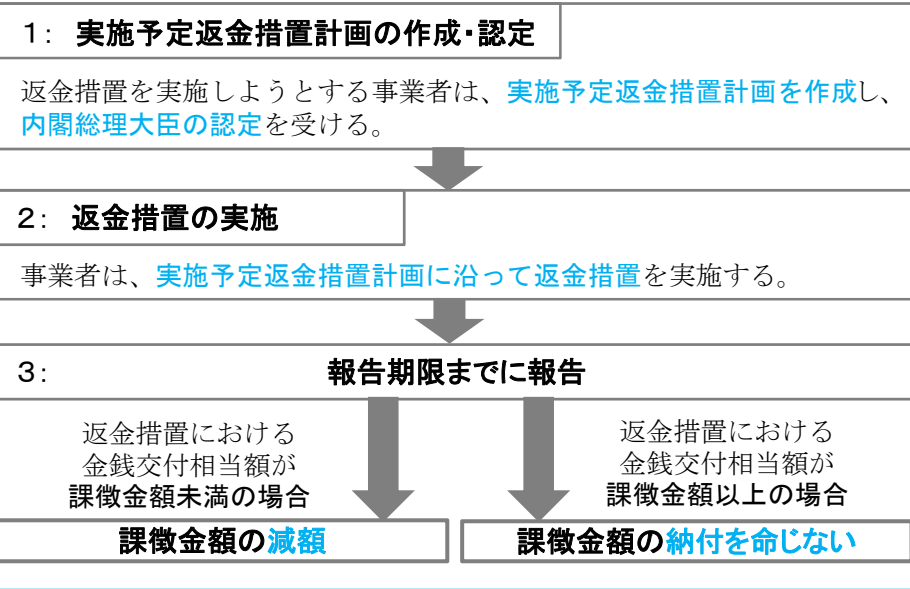
賦課手続 (第13条)

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

返金措置の実施による課徴金額の減額 (第10条・第11条)

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者からの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭を交付する措置。



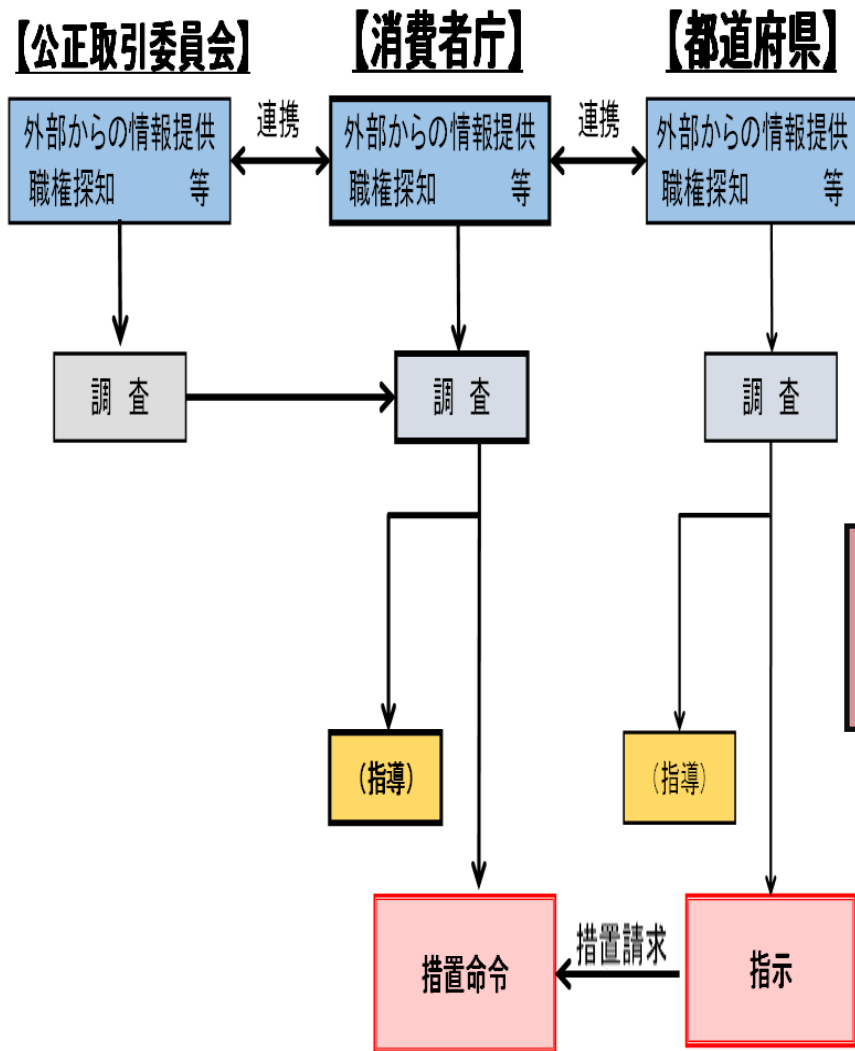
施行期日 (附則第1条)

平成28年4月1日に施行

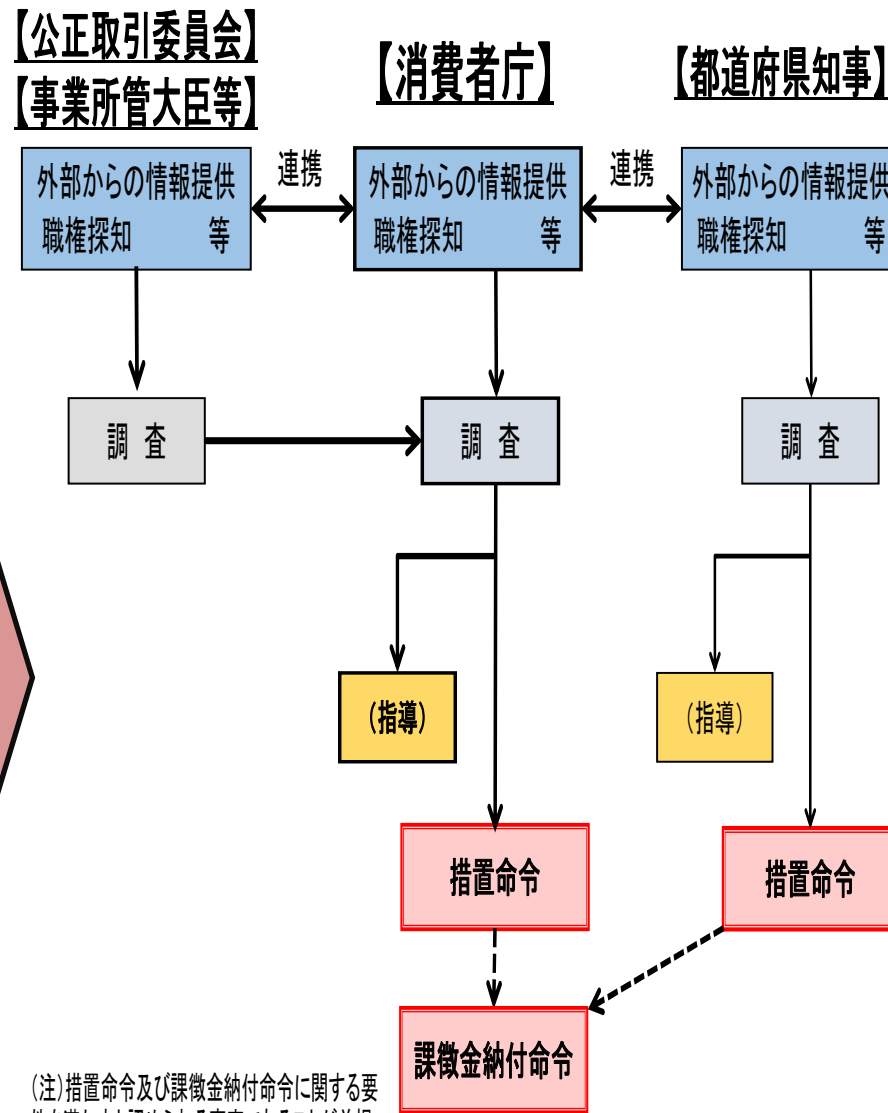
景品表示法改正に係る事件処理手続き

参考5

景品表示法違反の事件処理手続【平成26年11月以前】



景品表示法違反の事件処理手続(平成28年4月1日以降)



食品表示法の食品表示基準に係る指示及び命令件数

平成28年6月
消費者庁
国税庁
農林水産省

平成27年度における食品表示法の食品表示基準に係る指示及び命令件数は、以下のとおりです。

< 国(消費者庁、国税庁及び農林水産省)による指示及び命令件数 >

○ 指示件数

(単位:件数)

	指示件数	指示の対象となった品目区分数					
		生鮮食品計				加工食品	
		農産物	米	畜産物	水産物		
27年度上半期	1	1	1	0	0	0	1
27年度下半期	4	2	0	1	0	1	3
27年度	5	3	1	1	0	1	4

注:一つの指示の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、品目区分数の合計は指示件数と一致しない。

○ 命令件数

(単位:件数)

	命令件数	命令の対象となった品目区分数					
		生鮮食品計				加工食品	
		農産物	米	畜産物	水産物		
27年度上半期	0	0	0	0	0	0	0
27年度下半期	0	0	0	0	0	0	0
27年度	0	0	0	0	0	0	0

< 都道府県等による指示及び命令件数 >

○ 指示件数

(単位:件数)

	指示件数	指示の対象となった品目区分数					
		生鮮食品計				加工食品	
		農産物	米	畜産物	水産物		
27年度上半期	3	1	0	0	0	1	2
27年度下半期	20	11	2	4	4	1	12
27年度	23	12	2	4	4	2	14

注:一つの指示の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、品目区分数の合計は指示件数と一致しない。

○ 命令件数

(単位:件数)

	命令件数	命令の対象となった品目区分数					
		生鮮食品計				加工食品	
		農産物	米	畜産物	水産物		
27年度上半期	0	0	0	0	0	0	0
27年度下半期	2	0	0	0	0	0	2
27年度	2	0	0	0	0	0	2

※指示及び命令の具体的な内容は、既に各機関のホームページ等で公表されています。

食品表示法の食品表示基準に係る指導の件数等

平成28年6月
消費者庁
国税庁
農林水産省

食品表示法の食品表示基準に係る国(消費者庁、国税庁及び農林水産省)による平成27年度下半期(平成27年10月～平成28年3月)の指導の件数等は、以下のとおりです。

(単位:件数)

指導	上半期 (4月～9月)	下半期 (10月～3月)	合計	(参考)	
				指示	命令
27年度	144	164	308	5	0

指導：「食品表示法に基づく指示及び指導並びに公表の指針」に照らし、食品表示基準違反が常習性がなく過失による一時的なものであり、違反事業者が直ちに表示の是正を行い、事実と異なる表示があった旨を速やかに情報提供している場合に行う行政指導

指示：「食品表示法に基づく指示及び指導並びに公表の指針」に照らし、指導に該当しない場合に行う行政指導(食品表示法第6条第1項及び第3項)

命令：食品表示法第6条第1項又は第3項の指示に係る措置を、正当な理由なく履行しない事業者に対する行政処分(食品表示法第6条第5項)、「食品表示法に基づく命令等の指針」に照らし、食品の回収等又は営業停止を命ずる行政処分(食品表示法第6条第8項)

注：食品表示法は、食品衛生法、健康増進法、JAS法に規定されていた食品表示に関する規定を統合したもので、平成27年4月に施行。

<指導の品目区分別の状況>

	指導 件数	品目区分									
		生鮮食品計					加工食品計				
		農産物	米	畜産物	水産物		農産 加工品	畜産 加工品	水産 加工品	その他の 加工食品	
27年度上半期	144	61	26	7	11	17	95	31	8	38	18
27年度下半期	164	82	38	7	16	21	90	22	19	31	18

注：一つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、品目区分数の合計は指導件数と一致しない。

<指導の主な違反区分別の状況>

	指導 件数	計	主な違反区分			
			名称の 誤表示・欠落	原材料名の 誤表示・欠落	原産地の 誤表示・欠落	その他
27年度上半期	144	156	14	43	76	23
27年度下半期	164	172	11	44	92	25

注：一つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースでは、品目区分ごとに主な違反区分を整理しており、その合計は指導件数と一致しない。

注：原産地の誤表示・欠落には、加工食品の原料原産地及び原産国の誤表示・欠落を含む。

注：その他は、加工食品の内容量の誤表示・欠落、原料玄米の誤表示・欠落、しいたけの栽培方法の誤表示・欠落等である。

<指導の対象となった事業者による情報提供の方法>

	指導 件数	計	情報提供の方法			
			社告	ウェブサイト	店頭告知	手紙等
27年度上半期	144	156	0	28	101	27
27年度下半期	164	172	0	31	117	24

注：一つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースでは、品目区分ごとに情報提供の方法を整理しており、その合計は指導件数と一致しない。

(資料) 平成27年度下半期における指導の状況:資料1
平成27年度下半期における指導の分類:資料2

食品等の表示に係る一斉取締りの指導件数等

地方公共団体(都道府県、保健所設置市及び特別区の保健部局)による、食品等の表示に係る平成27年度一斉取締りの指導件数等は以下のとおりです。

食品表示法の措置概要 (単位:件数)

	命令		指示		命令及び指示以外の措置	
	夏期	年末	夏期	年末	夏期	年末
平成27年度	0	0	0	0	1,785	1,894

一斉取締り:「食品の衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、各地方公共団体が集中的に実施する食品表示等に関する取締り(夏期:7月を中心として各地方公共団体が定める期間、年末:12月を中心として各地方公共団体が定める期間)

食品表示法:食品衛生法、健康増進法、JAS法に規定されていた食品表示に関する規定を統合し、平成27年4月から施行

命令:食品表示法第6条第1項の指示を、正当な理由なく履行しない事業者に対する行政処分(食品表示法第6条第5項)、「食品表示法に基づく命令等の指針」に照らし、食品の回収又は営業停止等を行う行政処分(食品表示法第6条第8項)

指示:「食品表示法に基づく指示及び指導並びに公表の指針」に照らし、指導に該当しない場合に行政指導(食品表示法第6条第1項)

1 許可を要する営業施設及び許可を要しない営業施設への監視指導施設数、違反件数等

	監視指導延べ施設数	表示違反が確認された延べ施設数								表示違反に対する措置							法令所管機関へ回付等		
		食品表示法						食品衛生法第20条	健康増進法第31条第1項	その他	食品表示法				食品衛生法			告発	
		衛生事項	保健事項	品質事項	命令	指示	命令及び指示以外の措置				命令	命令以外の措置	命令		命令以外の措置				
													第6条第5項	第6条第8項		第6条第1項			第54条
平成27年度 夏期	許可を要する営業施設	290,006	970	690	4	210	25	11	30	0	0	0	853	0	0	25	0	54	
	許可を要しない営業施設	153,380	988	538	21	282	5	81	61	0	0	0	824	0	0	5	0	186	
	計	443,386	1,958	1,228	25	492	30	92	91	0	0	0	1,677	0	0	30	0	240	
平成27年度 年末	許可を要する営業施設	170,508	966	639	12	201	18	24	72	0	0	0	798	0	0	19	0	102	
	許可を要しない営業施設	106,203	1,342	819	43	383	2	65	30	0	0	0	1,063	0	0	2	0	162	
	計	276,711	2,308	1,458	55	584	20	89	102	0	0	0	1,861	0	0	21	0	264	

食品衛生法第20条:公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある食品・添加物等の、虚偽・誇大な表示・広告を禁止

健康増進法第31条第1項:健康の保持増進の効果等について、誇大な表示・広告を禁止

食品衛生法第54条:食品等の廃棄又は食品衛生上の危害を除去を行う行政処分

食品衛生法第55条:許可の取消、営業停止を行う行政処分

許可を要する営業施設:飲食店営業、菓子製造業、魚介類販売業、喫茶店営業(自動販売機)、食肉販売業 など

許可を要しない営業施設:給食施設(学校、病院など)、野菜果物販売業、そうざい販売業、添加物の販売業 など

2 収去した食品等の検体数、違反件数等

	収去検体数	違反検体数													表示違反に対する措置							法令所管機関へ回付等			
		食品表示法											食品衛生法第20条	健康増進法第31条第1項	その他	食品表示法				食品衛生法			告発		
		衛生事項						保健事項								品質事項	命令	指示	命令及び指示以外の措置	命令	命令以外の措置				
		アレルギー	期限表示	保存方法	製造者加工者	添加物	その他	栄養成分	機能性表示	その他	第6条第5項	第6条第8項												第6条第1項	第54条
平成27年度 夏期	国産品	18,469	117	11	2	3	38	40	13	2	0	1	6	0	0	1	0	0	0	99	0	0	0	0	1
	輸入品	2,924	13	0	0	0	3	6	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	9	0	0	0	0	4
	計	21,393	130	11	2	3	41	46	13	2	0	1	6	0	0	5	0	0	0	108	0	0	0	0	5
平成27年度 年末	国産品	11,638	45	7	3	1	12	14	5	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	32	0	0	0	0	1
	輸入品	1,273	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	計	12,911	46	7	3	1	12	15	5	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	33	0	0	0	0	1

収去:食品衛生監視員が食品を分析に供するために、法令に基づき無償で持ち去る行為